

■変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後
1	<p>第2条(入会)</p> <p>1.本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当行所定のWebサービスにログインのうえ、申込画面から、本特約(本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。)への同意および本サービスの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、当行およびJR 東海の承諾を受けることで、本サービスの会員(以下、「本サービス会員」という。)としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用のIC カードであるプラスEX カードを発行・貸与します。</p> <p>2.本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は会員として登録されません。(予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。)</p>	<p>第2条(入会)</p> <p>1.本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当行所定のWebサービスにログインのうえ、申込画面から、本特約(本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。)への同意および本サービスの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、当行およびJR 東海の承諾を受けることで、本サービスの会員(以下、「本サービス会員」という。)としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用のIC カードであるプラスEX カードを発行・貸与します。</p> <p>2.本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は<u>本サービス会員</u>として登録されません。(予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。)</p>
2	<p>第6条(免責)</p> <p>1.本受付において、当行が採用する暗号技術は、当行が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。</p> <p>2. 当行の故意または重大な過失による場合を除き、当行は、本受付に起因して生じた指定カードの会員または本サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第6条(免責)</p> <p>1.本受付において、当行が採用する暗号技術は、当行が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。</p> <p>2. 当行の故意または重大な過失による場合を除き、当行は、本受付に起因して生じた指定カードの会員または本サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします。</p>
3	<p>第7条(本受付の一時停止・中止)</p>	<p>第<u>7</u>6条(本受付の一時停止・中止)</p>
4	<p>第8条(特約の変更、承認)</p> <p>本特約が変更され、当行からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示又は通知した後に、本サービス会員が本サービスを利用したときは、当該本サービス会員が当該変更内容を承認したものとみなします。</p>	<p>第<u>8</u>7条(特約の変更、承認)</p> <p>本特約が変更され、当行からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示又は通知した後に、<u>本サービス会員が本サービスを利用したときは、当該本サービス会員が当該変更内容を承認したものとみなします。</u></p> <p><u>当行は、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって本サービス会員に周知することにより、本特約を変更することができるものとします。</u></p>